

「四日市市立小中学校普通教室空調設備整備事業」 入札説明書等に関する質問に対する回答(平成30年9月5日修正)

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
1	入札説明書	4	3.1.		エ	参加条件	選定されなかった入札参加者の構成員は、他の入札参加者の構成員にはなれないが、他の入札参加者の構成員の下請として業務をすることは可能と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
2	入札説明書	4	3.1.			入札参加者の構成等	他のPFI事業と同様に、税理士、公認会計士、法務アドバイザー、ファイナンシャルアドバイザーは協力企業でなくてもSPCから直接業務を受託できるとの理解でよろしいでしょうか。	設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務、空調設備の移設等業務以外の業務を請け負う企業等（税理士、公認会計士、法務アドバイザー、ファイナンシャルアドバイザー等）についても、SPCから直接業務を受託・請負をする企業は、「その他業務を行う企業」の協力企業になります。
3	入札説明書	4 7	3.2. 3.3.	(4)		構成員の制限	維持管理業務を行う構成員は、業務委託の内、空調衛生設備保守の登録が必要と考えればよろしいか。	平成30年～平成33年度四日市市入札参加資格者名簿に登録されている必要があります。
4	入札説明書	6	3.3.	(2)	ア	「施工業務」を行う者の要件	「電気工事又は管工事」とは、EHPとGHPのことでしょうか。仮に、熱源を全てEHPで提案する場合、電気の要件を満たしていれば良いということでしょうか。	施工業務において、管工事を含まない提案であればご理解のとおりですが、提案内容に管工事が含まれる場合は管工事の要件を満たしてください。
5	入札説明書	6	3.3.	(2)	ア	施工業務の要件	一般的に空調工事は管工事に分類されますが、貴市の空調工事は、GHPは管工事、EHPは電気工事で発注されています。本事業での工事区分は、事業者の判断でよろしいか。	No4を参照ください。
6	入札説明書	10	4.3.3.		ア	入札の留意事項	入札には代表企業のみが参加とありますが、入札書類及び事業者提案書等の提出時に代表企業のみが参加すると解釈してよろしいでしょうか。12月に予定されています事業者ヒアリングも代表企業のみ参加となりますでしょうか。	前段につきましてはご理解のとおりです。後段につきましては、代表企業以外の構成員の参加も認める方針で予定していますが、詳細は後日代表企業に通知します。
7	入札説明書	11	4.3.4	(2)		基準金利	金利変動による価格の増減は、提案時の9/14の基準金利と契約時の基準金利との差で提案金額を見直した額で契約することとすることで、各事業者の採用金利を9/14の基準金利とすることではないと考えればよろしいか。	最終的な事業費は事業契約書に定める基準金利で算定しますが、入札時は9/14の基準金利で提案してください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
8	入札説明書	12	4.3.5.			交付金予定額	<p>交付金予定額は415,750,000円とありますが、当該金額は税込み（消費税率8%）の金額と理解してよろしいでしょうか。また、415,750,000円が税込み金額となる場合、税抜きの金額は、消費税率8%分を控除した384,953,703円になるとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>※様式7-8「損益計算書」は、税抜金額を記入する必要があるため、交付金予定額につきましても、税抜金額をご教示ください。</p>	<p>交付金予定額は465,772,000円（税込み）に修正します。税抜き額は431,270,000円で算定してください。また、上記交付金予定額の変更に伴い予定価格を3,521,386,000円（税込み）に変更します。入札説明書を修正し、後日（9月上旬頃）公表しますので、併せて参照ください。</p>
9	入札説明書	12	4.3.5.			交付金予定額	<p>交付金予定額の変更により一括支払金が増減した場合、割賦払金額で調整される（例えば一時支払金の減額分が割賦払金額に増額される）との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
10	入札説明書	12	4.3.5.			交付金予定額	<p>※2として「追加費用が発生する場合、事業者の負担」とありますが、交付金予定額の減額により一括支払金が減額し、割賦払金額が増額になる場合、割賦手数料の増加分は貴市の負担になるとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
11	入札説明書	12	4.3.5	※2		一括支払金	<p>一括支払金は交付金予定額の変更に伴い提案時の金額と異なる場合があるとの記載がございますが、仮に交付金予定額の減額に伴う一括支払金の減額となりますと、改めての金融機関との資金調達に係る協議が必要となり、追加の金融費用等が生じることとなります。仮に交付金額が減額となった場合においても、一括支払金の金額は変更ないようご対応を頂けないでしょうか。</p>	<p>原案のとおりとします。</p>
12	入札説明書	別紙 1	1.1.1			海蔵小学校	<p>改築工事のため、現地説明会は行われませんが、今回の改築工事後の図面を開示頂けませんか。</p>	<p>設計図を貸与書類とします。貸与方法等は、「入札説明書/別紙3/参考書類の貸与」に準じることとします。</p>
13	入札説明書	別紙 3	1		イ	貸与資料	<p>（県小学校 たんぼぼ3）現状の教室の大きさが、図面の2倍となっていました。現状を正としてよろしいか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
14	入札説明書	別紙 3	1		イ	貸与資料	(常盤西小) 南舎 1F6-1, 6-2は対象教室になっていますが、見学会時に空調機が設置済みでした。この2室は、本事業の対象外でしょうか。	更新対象とします。
15	入札説明書	別紙 3	1		イ	貸与資料	(桜小学校) 1F特別支援(さくら2)の東側教室。 (桜中学校) 2F通級指導教室(2室共)が、壁掛空調機が設置済みでした。この3室は、更新対象もしくは、事業対象外でしょうか。	更新対象とします。
16	入札説明書	別紙 3	1		イ	貸与資料	(日永小学校) 北校舎1F特別支援(2室共)が、天吊空調機が設置済みでした。貸与資料では、更新対象教室と新規空調が必要教室になっておりましたが、2教室とも更新対象教室と考えてよろしいか。	更新対象とします。
17	入札説明書	別紙 3	1		イ	貸与資料	(中部西小) 更新対象室(2F)と同じ室外機に地域コミュニティ(1F)の室内機もつながっていました。地域コミュニティの室内機も更新対象と考えればよろしいか。	ご理解のとおりです。
18	入札説明書	別紙 3	1			貸与資料	(八郷小学校)の別紙3 貸与書類イ では、1階特別支援教室が4教室に間仕切られていますが、現地では、可動間仕切にて3教室となっています。現状に合わせ、3教室と考えてよろしいか。	現場に合わせてください。
19	入札説明書	別紙 3	1			貸与資料	(中央小学校)では、普通教室及びワークスペースに、可動間仕切用レールが縦横無尽に設置されており、一部ではレールに囲まれ 配管ルートの確保が困難な部屋が確認出来ます。 その場合、ワークスペースに空調機を設置しなくてよいもしくは、可動間仕切利用を制限していただけたらと考えてよろしいか。	冷暖房使用期間中は、可動間仕切利用を制限します。配管ルートは市へ提案し、承諾を得ることとします。
20	入札説明書	別紙 3	1			貸与資料	平面図が単線の簡略したデータしかありませんでしたが、柱位置など明記された平面図を提供いただけませんか。また、立面図データを提供いただけませんか。	教育施設課に保管されている図書を閲覧可能とします。閲覧方法等は、「入札説明書/別紙3/参考資料の閲覧」に準じることとします。立面図は、浜田小学校、水沢小学校、富田小学校のみ貸与書類とします。貸与方法等は、「入札説明書/別紙3/参考書類の貸与」に準じることとします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
21	入札説明書	別紙 3	1			貸与資料	各校の既存図面を閲覧させていただくことは可能でしょうか。	No20を参照ください。
22	要求水準書	1	1.2.1.		ウ	地域への貢献	記載の「市内企業」と「地元企業」は同じ意味との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	要求水準書	8	1.7			事業期間終了時の措置	「事業期間終了後も～機能及び性能を確保するため」とありますが、事業期間は2033年3月31日まで限定されたものですから、最大限努力するとしても期間後の性能は約束できません。「空調設備の継続使用ができるよう」にご修正いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
24	要求水準書	9	2.2.1.		ウ	設計責任者	「設計業務を設計責任者または設計担当者として行った実績」とありますが、個人に対しての実績の証明はどのように行うのでしょうか。会社として証明書類を作成すれば良いのか、発注元との書類が必要なのか等。困難に思われますので、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を保有していれば良いとして頂けないでしょうか。	会社としての証明書類で可としますが、虚偽の報告を行った場合等には、事業契約書（案）第67条の契約解除等に該当する可能性のあることにご留意ください。
25	要求水準書	9	2.2.2			設計担当者	電気設備設計者と機械設備設計者は兼務することは可能でしょうか。	可としますが、当該設計者は電気設備設計者と機械設備設計者の両方の要件を満たす必要があることに留意してください。
26	要求水準書	9～19				要求水準	事業者が実施する各対象業務の責任者・担当者は構成員から選定するとの考えでよろしいか。	各対象業務の担当者については、ご理解のとおりです。 各対象業務の責任者については、「要求水準書/1.3.1.責任者の配置 ※」を参照ください。
27	要求水準書	10	2.3.2.	(1)	オ	事前調査業務	対象校のアスベストの調査・分析を行うこととありますが、貸与資料に記載の分は調査は不要との理解でよろしいでしょうか。また、貸与資料に記載のない分の調査は必要に応じて実施するとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
28	要求水準書	11	2.3.2.	(4)	ア	検査業務	「設計業務を受託する企業」とありますが、構成企業や協力企業が設計業務を再委託する場合、委託先が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	再委託をする場合でも、当該対象校の設計の委託元である構成企業または協力企業が自主検査を行ってください。
29	要求水準書	11	3.2.1		ア、イ	監理技術者、専任	主任技術者の専任としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
30	要求水準書	11	3.2.1.		エ	施工責任者	「空調設備の施工業務を施工責任者または施工担当者として行った実績」とありますが、個人に対しての実績の証明はどのように行うのでしょうか。会社として証明書類を作成すれば良いのか、発注元との書類が必要なのか等。困難に思われますので、監理技術者の資格を保有していれば良いとして頂けないでしょうか。	会社としての証明書類で可としますが、虚偽の報告を行った場合等には、事業契約書（案）第67条の契約解除等に該当する可能性のあることにご留意ください。
31	要求水準書	13	3.3.1.	(4)	キ	既存空調設備	「既存空調設備」の設置状況は、「貸与書類」のうち、具体的にどの資料で確認が可能かご教示ください。	貸与資料の「イ 対象教室数及び配置図」、「ケ 特別教室整備済空調機器リスト」で確認してください。
32	要求水準書	13	3.3.1.	(4)	キ	更新対象機器	更新対象となっている室内機の形状は、現状と同タイプにすると考えればよろしいか。	要求水準を満たした上で市へ提案し、承諾を得ることとします。
33	要求水準書	13	3.3.1.	(5)	コ	仮設トイレ	施工期間中仮設トイレの設置が必要とのことですが、現地見学会にて確認したところ、設置場所が学校活動に影響がありそうな場所しかない場合があります。市及び対象校が承諾した場合には施工期間中も既設トイレを使用してもよいとしていただけませんか。	原案のとおりとします。
34	要求水準書	15	3.3.2.	(2)	キ	各種関係機関との調整業務	現在、貴市で予定されている7校の改修工事の大まかなスケジュール（契約予定時期、施工予定時期等）の資料があればご教示ください。	施工予定時期については、原則、学校の夏休み期間を予定しています。なお、海蔵小学校改築工事については、貸与資料に供します。申込方法等は、「入札説明書/別紙3/参考資料の閲覧」に準じることとします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
35	要求水準書	16	3.3.2.	(2)	サ	各種関係機関との調整業務	「近隣からの苦情等については、事業者の責任において、事業者を窓口として、適切に対処すること」とあります。苦情の他に要望や意見等、様々なことが予想され、事業者では判断しかねることもあると思われます。1次窓口はまず、貴市若しくは対象校として頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
36	要求水準書	16	3.3.2.		ア・ウ	検査業務	事業者は速やかに供用開始前検査を行うと記述は、その後の完成検査を行いと同義語と考えてよろしいでしょうか。	供用開始前検査は、全対象校の工事が完了した後、3月中を目処に実施する検査となります。完成検査は、各対象校の工事が終了する都度実施する検査となります。当該記載箇所については、要求水準書を修正し、後日（9月上旬頃）公表しますので、併せて参照ください。
37	要求水準書	16	3.3.2	(4)	ア、ウ	検査業務	供用開始前検査と事業者完成検査は、いずれも事業者が実施するものとして位置づけられていますが、報告内容に関して違いはありますか。	報告内容自体の違いはありません。左記検査の違いは、No36を参照ください。
38	要求水準書	16	3.3.2.	(4)		検査業務	「施工業務を受託する企業」とありますが、構成企業や協力企業が施工業務を再委託する場合、委託先が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	再委託をする場合でも、当該対象校の施工の委託元である構成企業または協力企業が自主検査を行ってください。
39	要求水準書	17	4.2.1.		ウ	工事監理責任者	「設計業務を設計責任者または設計担当者として行った実績、若しくは工事監理業務を工事監理責任者または工事監理担当者として行った実績」とありますが、個人に対しての実績の証明はどのように行うのでしょうか。会社として証明書類を作成すれば良いのか、発注元との書類が必要なのか等。困難に思われますので、設備設計一級建築士または建築設備士の資格を保有していれば良いとして頂けないでしょうか。	会社としての証明書類で可としますが、虚偽の報告を行った場合等には、事業契約書（案）第67条の契約解除等に該当する可能性のあることにご留意ください。
40	要求水準書	18	4.3.2.	(2)		検査業務	「施工業務を受託する企業」「工事監理業務を受託する企業」とありますが、構成企業や協力企業が施工業務や工事監理業務を再委託する場合、委託先が該当するとの理解でよろしいでしょうか。	再委託をする場合でも、当該対象校の施工の委託元である委託元である構成企業または協力企業が自主検査を行ってください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
41	要求水準書	18	5.2.1.		ウ	維持管理責任者	「維持管理業務の維持管理責任者または維持管理担当者として行った実績」とありますが、個人に対しての実績の証明はどのように行うのでしょうか。会社として証明書類を作成すれば良いのか、発注元との書類が必要なのか等。困難に思われますので、選択した熱源方式での運用に必要となる資格を保有していれば良いとして頂けないでしょうか。	会社としての証明書類で可としますが、虚偽の報告を行った場合等には、事業契約書（案）第66条の契約解除等に該当する可能性のあることにご留意ください。
42	要求水準書	19	5.3.1.	(4)	ア	保守点検	「受変電設備の保守管理業務について、設備設置年度における保安管理費用の増加分は事業者の負担とするが、次年度からの費用負担は含まない。」とありますが、保安管理費用について、設置年度の次年度からの費用負担は一切市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
43	要求水準書	19	5.3.1.	(4)	エ	保守点検	室内機熱交洗浄とは、ドレンパンやファンモータ等を取り外して熱交部分を洗浄する方法と考えればよろしいか。また、部品を外さず表面のみ洗浄する方法は、不可と考えればよろしいか。	室内外機熱交換器洗浄とは、ドレンパンやファンモーター等の部品を取り外して熱交換部分を薬品洗浄することです。なお、汚れを取り除く際は、コーティング剤や熱交換器に傷をつけないようにしてください。
44	要求水準書	20	5.3.1.	(4)	エ	保守点検	室内機・室外機の熱交換器の洗浄について言及されていますが、これは全機が対象でしょうか。	ご理解のとおりです。
45	要求水準書	20	5.3.1	(4)	エ	熱交換器の洗浄	実施時期が明記されていますが、時期を提案及び協議の上、変更することは可能でしょうか。	時期を提案及び協議の上、変更することは可としますが、変更が認められない場合もあることにご留意ください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
46	要求水準書	20	5.3.1.	(4)	オ	既設空調機の点検	<p>保守点検に必要な項目は、EHPは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 冷媒圧力測定 2. 各部温度測定 3. 電流、電圧の測定 4. 電気関係の絶縁測定 5. ガス洩れのチェック 6. 運転音、振動等のチェック 7. 運転状態の良・否判定 8. フロン点検 <p>GHPは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 冷媒圧力測定 2. 各部温度測定 3. 電圧の測定 4. 電気関係の絶縁測定 5. ガス洩れのチェック 6. 冷却水洩れの有無の確認 7. 運転音、振動等のチェック 8. 運転状態の良・否判定 9. 定期部品の交換（エンジンオイル、エアエレメント、オイルエレメント、コンプレッサベルト、プラグ、ブローバイフィルター、ドレンフィルター） 10. フロン点検 <p>と考えるとよろしいか。</p>	<p>本項ア、イ、ウ、エに記載の内容としますが、修繕又は更新が必要となった場合は市で実施します。定期点検の主な項目は、左記の内容に次の事項を加えてください。</p> <p>EHP</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械油漏れの確認 ・保護装置点検 ・過冷却度、過熱度点検 <p>GHP</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械油漏れの確認 ・保護装置点検 ・過冷却度、過熱度点検 ・燃料ガス漏れの確認 ・定期部品交換（ガスホースクランプ、冷却水、ドレンフィルター充填石、ベルト） <p>また、これに限らず製造者が規定又は推奨する保守を行ってください。</p>
47	要求水準書	20	5.3.1.	(4)	オ	保守点検	「貸与資料～空調設備の保守点検を行うこと。」の保守点検とは、どのような内容の点検でしょうか。	No46を参照ください。
48	要求水準書	20	5.3.1	(4)	オ	既設機器の点検範囲	既設機器の点検範囲には、フィルター清掃及び熱交換機の洗浄は含まないと考えてよろしいか。	左記の内容も含まれます。
49	要求水準書	21	6		ア	空調設備の移設等にかかる費用	「落札比率（予定価格に対する落札額の割合）を加味」とありますが、当該比率を機械的に当てはめるのではなく、市と事業者の協議の際における参考の値とするとの理解でよろしいでしょうか。予定価格や落札額には、施工業務以外の経費も含まれていることや、事業全体と業務一部では積算の基準が異なるケースもあるため、機械的に当てはめるのは好ましくないものと考えられます。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
50	要求水準書	22	7.2.1.		オ	設置場所	空調設置場所の協議にて、市と協議のうえ、最終決定とありますが、2.3.2.(イ).アに記載の通り、対象校との協議も必要と考えればよろしいか。	ご理解のとおりです。
51	要求水準書	22	7.2.1.		ケ	電力量の測定	電力使用量の測定は、本事業で導入する機器全て（室外機、室内機、各室リモコン、集中リモコン）の測定が必要と考えればよろしいか。また更新、既設点検対象は含まないと考えてよろしいか。	前段につきましては、室内機と室外機の測定をしてください。 後段につきましては、 <u>更新対象分のみ電力使用量を測定してください。</u>
52	要求水準書	22	7.2.1		ス	一般事項	7.2.1.一般事項セに「屋内露出は～金属管に塗装を施すこと。」と明記されていますが、屋外露出配管も溶融亜鉛メッキ(300g/m ²)を施したものに塗装が必要と考えればよろしいか。	屋外露出配管も溶融亜鉛メッキ(300g/m ²)を施したものとし、塗装は不要です。
53	要求水準書	22	7.2.1.		セ	配線	金属線配線とは、金属線び配線と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
54	要求水準書	22	7.2.1		チ	一般事項	D種接地抵抗値が2Ω以下の学校があった場合は漏電遮断器用接地をD種と共用とすることは可能でしょうか。	不可とします。
55	要求水準書	22	7.2.1		ツ	一般事項	「本事業による整備分は・・・」とありますが、既設配管経路と重複するルートの場合、既設プルボックスを利用して新設配管を行うことは可能でしょうか。	不可とします。
56	要求水準書	23	7.2.2.		ア	室外機	「最も費用対効果の高い」効果の示し方は事業者提案によるものと理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
57	要求水準書	23	7.2.1.		テ	一般事項	PCBの有無が判明していない既存設備のPCB含有調査は撤去・新設する場合に実施し、一時移設の場合は不要との認識でよろしいでしょうか。	一時移設の場合は、市と協議の上決定します。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
58	要求水準書	23	7.2.1		テ	一般事項	貸与資料を確認するとすべての学校が未分析となっていますが、貸与資料は正しいでしょうか。また、本事業でTr交換作業が発生し、PCB含有されていた場合、市の負担という認識でよろしいか。	前段につきましては、貸与資料のとおりです。後段につきましては、法令に従い適正に処分すること。なお、処理に係わる費用は市の負担とします。
59	要求水準書	23	7.2.1		テ	一般事項	PCB含有かどうかの目安とするため、各学校で管理されている電気保安の設備台帳・単線結線図の開示可能でしょうか。	貸与書類とします。貸与方法等は、「入札説明書/別紙3/参考書類の貸与」に準じることとします。
60	要求水準書	23	7.2.1		テ	一般事項	PCBを処分する際処分までの間の保管方法はどのようにすればよろしいか。	PCBが飛散、流出、地下への浸透等がないように適切な運搬容器に収め市の指示する場所に保管してください。
61	要求水準書	23	7.2.1		テ	一般事項	負荷計算条件の教室人員が、41人とありますが、「少人数教室」や、「1/2サイズの小教室」にも適用されますか。	「少人数教室」や、「1/2サイズの小教室」にも適用します。
62	要求水準書	23	7.2.1		テ	一般事項	外気負荷”換気量”が420m ³ /hと指定されていますが、1/2サイズの対象室等もありますので、6.6m ³ /h・m ² (420m ³ /h÷64m ²) と考え計算してよろしいか。	「少人数教室」や、「1/2サイズの小教室」にも換気量420m ³ /h適用します。
63	要求水準書	23	7.2.1		テ	一般事項	普通教室に間仕切可能なワークスペースが併設されている教室では、人員及び換気量は、普通教室・ワークスペース別々に計上する必要がありますか。	普通教室・ワークスペースは一緒に計上してください。
64	要求水準書	23	7.2.1		テ	一般事項	既存の校舎に断熱材が貼られているか否かにより、大きく空調負荷(空調機能力)が変わります。学校毎に有無が解る情報(図面)を開示いただくことは可能ですか。	教育施設課に保管されている図書を閲覧可能とします。閲覧方法等は、「入札説明書/別紙3/参考資料の閲覧」に準じることとします。
65	要求水準書	24	7.2.2.		ウ	室外機	海蔵小、楠小、富田中、笹川中については、貸与資料で示す計画当初の加重以内とした場合構造検討は不要とありますが、貸与資料には入っていませんでした。資料を頂けませんでしょうか。また、貸与資料に入っている場合何処を確認すればよろしいでしょうか。	教育施設課に保管されている図書を閲覧可能とします。閲覧方法等は、「入札説明書/別紙3/参考資料の閲覧」に準じることとします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
66	要求水準書	24	7.2.2.		オ	高調波対策	高調波対策は、本事業で導入する部分のみ対策すればよいと考えてよろしいでしょうか。既設も含む場合、費用は事業者決定後別途協議させていただけると考えてよろしいか。	前段、後段ともにご理解のとおりです。
67	要求水準書	24	7.2.2.		ケ	室外機	既設の機器と同様に全面（上部及び側面）にメッシュフェンスを設ければ、室外機を保護するためのカバーは不要と考えてよろしいか。	メッシュフェンスを設ければ衝撃から保護する為のカバーは不要とします。ただし、給食室付近に設置する場合に排気が室内へ流入しないようにガイドダクトを取り付けてください。また、塩害の恐れがある場所は耐塩害仕様としてください。
68	要求水準書	24	7.2.2.		ケ	室外機	周囲（全面）にメッシュフェンスを設けた上、室外機をカバーするためのカバー両方が必要とのことでしょうか。室外機を保護するためのカバーとは、空調メーカーのオプション品のことでしょうか。オプション品がない室外機についてはカバーは不要と考えてよろしいでしょうか。必要な場合どのようなカバーをすればメーカーオプション品と同等とみなされますでしょうか。	No67を参照ください。
69	要求水準書	24	7.2.3.		イ	室内機	特別支援教室で対象室の図示では2つに区分けされているもののうち、現地では間仕切り等がない室がありました。対象室の図を正と考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
70	要求水準書	24	7.2.3.		イ	室内機	将来間仕切する対象教室にて、間仕切後の各室に室内機、リモコンを設置する考えでよろしいか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書	24	7.2.3.		イ	室内機	（保々中学校 D組、山手中学校 あおばB）貸与資料イにて教室中央にパーテーションを設けることが予定されている特別支援教室で、教室の半分の一部が障害者用トイレとして区画されていました。区画後の各室にそれぞれの室内機、リモコンが必要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
72	要求水準書	24	7.2.3.		イ	室内機	ワークスペース等にある現在使用していない可動間仕切は、今後も使用しないと考え、室内機の配置を考えてよろしいか。	今後も使用する可能性はあるものとして計画してください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
73	要求水準書	24	7. 2. 3.		イ	室内機	ワークスペースがある普通教室で、教室とワークスペース間に間仕切りが無い場合は、必ずしもワークスペース側に室内機を設置する必要はないと考えてよろしいか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書	25	7. 3. 1.		エ	冷媒管	既設構造体とは梁・柱・耐震壁の認識でよろしいか。	ご理解のとおりです。
75	要求水準書	25	7. 3. 1.		カ	冷媒管	室外の配管保温仕上げは、提案での変更もしくは、施工段階で協議の上変更することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
76	要求水準書	25	7. 3. 1.		キ	冷媒管	室内の露出配管保温仕上げは、提案での変更もしくは、施工段階で協議の上変更することは可能でしょうか。	要求水準書のとおりとします。
77	要求水準書	25	7. 3. 2.		イ	ドレン管	屋内のドレン管は外観及び施工性を考慮し、提案にて結露防止層付塩化ビニル管・継手に変更することは可能でしょうか。	施工段階で協議の上変更できる可能性はありますが、市が承諾した場合に限ります。
78	要求水準書	26	7. 4. 1.		カ	鍵付きボックス	既設リモコンに鍵付きボックスは設置されていませんでしたが、提案によりなしにすることは可能でしょうか。	原案のとおりとします。
79	要求水準書	26	7. 4. 1.		カ	鍵付きボックス	鍵付きボックスが破損した際の修理費は、市の責と考えてよろしいか。	事業者での責でない場合には、ご理解のとおりです。
80	要求水準書	26	7. 4. 3.		ア	その他	「エネルギー消費量、室外機、室内機毎の運転時間、室内設定温度を計測するなど」と記述がありますが、事業契約書（案）45ページ4.2.検証方法の欄には室外機の運転時間に関する記述がありません。要求水準書を優先すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。事業契約書（案）を修正し、後日（9月上旬頃）公表しますので、併せて参照ください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
81	要求水準書	26	7.4.3.		イ	その他	改修を実施する場合は、既存キュービクルの外装部分の塗装を行うこと、とありますが、漏電遮断1個の増設でも塗装を行うのでしょうか。また、回収方法は1.2.2. 遵守すべき法令等に則るのではなく、メーカー標準と考えてよろしいでしょうか。	前段につきましては、市の指示によります。後段につきましては、「要求水準書/1.2.2./遵守すべき法令等」に従ってください。
82	要求水準書	26	7.4.3		イ	その他	更新工事を行わないキュービクルは新しい物を含めすべて塗装対象となるのでしょうか。	市へキュービクルの改修内容を説明した上で、市の指示によります。
83	要求水準書	26	7.4.3		イ	その他	「既存キュービクルの外装部分の塗装を行うこと」とありますが塗装仕様は事業者の判断で指定して宜しいのでしょうか。	No81を参照ください。
84	要求水準書	26	7.4.3		イ	その他	更新工事中、更新予定している学校のキュービクルの資料をいただけないでしょうか。	平成30年度に実施しているキュービクル更新工事の設計図を貸与書類とします。貸与方法等は、「入札説明書/別紙3/参考書類の貸与」に準じることとします。
85	要求水準書	26	7.4.3		ウ	その他	「共用開始後に～改善工事を行うこと」とありますが、要求水準書に定められた運用基準と異なる運用がなされた際に生じる不具合はこれに該当しないという理解で宜しいでしょうか。	製造者が規定する取扱方法とは異なる方法で運転を行い、市の責が明らかな場合は該当しません。
86	要求水準書	26	7.4.3		ウ	その他	「電力消費が原因で・・・」との記載がありますが改善工事実施の費用は事業者負担と考えればよろしいか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書	26	7.5.		ウ	エネルギー供給設備	本事業において更新を提案することも可能である。とありますが、貴市で受変電設備の更新を予定している学校はありますか。	未定です。
88	要求水準書	26	7.5.		ウ	エネルギー供給設備	老朽化しているキュービクルを更新する場合、数日停電となりますが、その際仮設電源は必要ですか。必要な場合、電源仮設費用は事業者負担と考えればよろしいでしょうか。	仮設電源は必要とします。市及び学校に許可を受けた場合に限り、仮設電源範囲を縮小することができます。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
89	要求水準書	26	7.5.		ウ	エネルギー供給設備	キュービクルの現地確認をした際に、取替工事を実施されている学校が見受けられましたが、新設するキュービクルは空調設備の負荷分も見込まれているのでしょうか。資料を開示いただけないでしょうか。	教育施設課に保管されている図書を閲覧可能とします。閲覧方法等は、「入札説明書/別紙3/参考資料の閲覧」に準じることとします。
90	要求水準書	26	7.5.		ウ	エネルギー供給設備	キュービクルの現地確認をした際に、昭和40年代のキュービクルも見受けられましたが今回空調工事そのまま流用する形でよろしいでしょうか。	整備上問題がない場合は、そのまま使用しても構いません。
91	要求水準書	26	7.5.		エ	液化石油ガス	供給設備はバルク方式又はボンベ方式の指定はありますか。	ボンベ方式とします。
92	要求水準書	27	8			提出書類	「他業務と類似した書類を作成する場合」とは、具体的にどのようなケースを想定されますでしょうか。	2種類の書類を提出する場合に、異なる2つの他の業務の書類の様式でそのまま提出するのではなく、様式を統一して提出していただくことを想定しています。
93	要求水準書	27	8			提出書類	「他業務と類似した書類を作成する場合は統一した様式にて作成」とありますが、「類似した書類」の定義(判断)については、市との協議によるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	要求水準書	28 31	8.1.4. 8.2.2.			施工業務に係る書類	書類にコリンズ関連とありますが、今回SPCから各施工協力企業に発注するため、コリンズ登録は不要と考えてよろしいか。	事業者の判断に委ねることとします。
95	要求水準書	28 31	8.1.4. 8.2.2.			施工業務に係る書類	書類にコリンズ関連とありますが、施工責任者のみをコリンズ登録すればよろしいか。	事業者の判断に委ねることとします。
96	要求水準書	30	8.2.1			設計業務に係る報告書等	【設計業務完了後】の提出書類の中に「光熱費計算書(平成31年8月迄)」とありますが、対象となる記載内容についてご教示ください。	年間で予想される全校の空調設備(既存空調機を除く)の光熱費の計算書とします。各学校、各熱源、各月、基本料金、従量料金等の内訳も記載してください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
97	要求水準書	31	8.2.2.			施工業務に係る報告書等	あと施工アンカー引き抜き試験報告書は、計算書で代用可能と考えてよろしいか。	少なくとも各学校において1台は行ってください。
98	要求水準書	32	8.2.2		ウ	機器完成図書	「2019年9月1日の空調設備供用開始にあたり」とありますが、日付は2020年4月1日でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正し、後日（9月上旬頃）公表しますので、併せて参照ください。
99	要求水準書	32	8.2.2.		オ コ	発注等実績報告書	内容が重複していますが、コが正と考えてよろしいか。また、本書類の下請負業者は1次下請けまでと考えてよろしいか。	前段、後段共に、ご理解のとおりです。
100	要求水準書	33	8.2.4.		イ	半期業務報告書（夏季・冬季）	「夏季の業務報告書は9月31日、冬季の業務報告書は3月31日までに市に提出」とありますが、事業契約書（案）p40には「夏季の業務報告書は10月10日、冬季の業務報告書は4月10日までに市に提出」とあります。どちらが正しい記載でしょうか。ご教示ください。	夏季の業務報告書は10月10日、冬季の業務報告書は3月31日までに市に提出することに修正します。要求水準書及び事業契約書（案）を修正し、後日（9月上旬頃）公表しますので、併せて参照ください。
101	要求水準書	33	8.2.4.			維持管理業務時の報告書等	維持管理業務期間完了時のリストに保管部品リストとありますが、具体的に何を明記する書類でしょうか。	様式9-5において、部品の確保を提案された場合には、確保した部品を明記して当該リストを提出してください。
102	要求水準書	35	添付資料1			安全率	「■基準燃費の算出方法」に記載されている「安全率」の具体的な計算方法は、事業者の提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	落札者決定基準	5	3.3.3.	(1)	No.3	事業実施における地域貢献	市内に本店を有する下請企業への契約予定額について、市内に本店を有する構成員からの下請企業であっても、契約予定額を全額計上してよろしいでしょうか。	下請企業の発注予定額として認める範囲は、1次下請までとします。また、市内業者の構成員から市内業者の下請企業に発注する場合は、当該市内業者の構成員の発注予定額から市内業者の下請企業の発注予定額を控除してください。「様式集/様式7-4」に詳細を追記し、後日（9月上旬頃）公表しますので、併せて参照ください。
104	落札者決定基準	5	3.3.3	(1)		事業実施における地域貢献	市内業者（構成員及び下請企業）への契約予定額が評価点の記載がありますが、市内構成員から市内下請業者に発注した際金額が重複します。また、2次3次下請の金額把握は困難です。記載する予定額は構成員までにしていただく事は可能でしょうか。	No103を参照ください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
105	落札者決定基準	5	3.3.3	(1)		事業実施における地域貢献	市内業者への契約予定額が事業開始した際金額が乖離した際のペナルティはございますか。	ペナルティはあります。「事業契約書（案）/別紙7/5.6.2.」を参照ください。
106	落札者決定基準	6	3.3.3	(1)	No.12	事業期間終了時の空調設備の性能確保のための配慮	要求水準書1.7（p.8）において、部品の確保又は部品の交換等に関する記述が削除されましたので、落札者決定基準においても評価対象から外していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
107	落札者決定基準	7	3.3.3.			ライフサイクルコスト等への配慮	審査のポイントが安全率の指標となっていますが、安全率のみでなく光熱費×安全率で評価頂けますか。光熱費は、ライフサイクルコスト〔建設費、維持管理費（光熱費含む）〕のあくまで一部であり、安全率はさらに光熱費算出の一部分であるため。	原案のとおりとします。
108	落札者決定基準	7	3.3.3.			ライフサイクルコスト等への配慮	審査ポイントが安全率のみになっていますが、提案可能枚数がA4版1枚となっています。他の取組要素も審査ポイントに加えて頂くことは可能でしょうか。	原案のとおりとします。 なお、当該評価の様式（様式10-2）には、安全率を設定した根拠の記載も必要となっています。
109	様式集	5	2			作成上の共通留意事項	「4（3）事業提案書等」は入札参加者の企業名等が分かる記述はしないこと。」とありますが、「構成企業A」「構成企業B」や「協力企業A」「協力企業B」などと表記することによろしいでしょうか。その場合、提案書表記と企業名の対応表を作成し、正本の1頁目に添付することが必要でしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。 後段につきましては、対応表等の添付は不要です。
110	様式集	5	2			作成上の共通留意事項 （■入札参加資格確認申請時の提出書類にも適用される事項）	「提出書類で使用する文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上」とありますが、これは、「■入札価格に関する書類及び事業提案書提出時」に適用されるものであって、「■入札参加資格確認申請時」の提出書類には適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
111	様式集	5	2			作成上の共通留意事項 (■入札参加資格確認申請時の提出書類にも適用される事項)	「両面印刷は行わないこと」とありますが、これは、「■入札価格に関する書類及び事業提案書提出時」に適用されるものであって、「■入札参加資格確認申請時」の提出書類には適用されないとの理解でよろしいでしょうか。様式3-13の添付資料の「会社概要」として、会社パンフレットを提出する場合、パンフレットを両面印刷で作成している企業は多いので、「■入札参加資格確認申請時」には両面印刷をお認めください。	添付資料については両面印刷を認めますが、様式は片面印刷としてください。
112	様式集	5	2			作成上の共通留意事項 (通し番号)	「各様式の提出枚数が複数枚の場合には、様式の右肩に通し番号を記載すること。」とありますが、例えば、「A4版2枚以内」と指定がある様式7-2であれば、様式右肩の様式番号(カッコで表示)の横に、1/2、2/2等で示すことよろしいでしょうか。[例：(様式7-2) 【1/2】]	左記の内容でも可としますが、通し番号がわかる記載であればこれに限定しません。
113	様式集	5	2			作成上の共通留意事項	構成員以外の再委託企業や資機材等の調達先として予定している事業者は、実名を記載して良いとの理解でよろしいでしょうか。	企業名等がわからないように記載ください。
114	様式集	5	2			作成上の共通留意事項	目次(様式任意)は「表紙の次頁に添付」とあることから、「要求水準チェックリスト」に対しては必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
115	様式集	5	2			作成上の共通留意事項	目次(様式任意)は、各分冊に綴じてある書類にかかる「様式番号」「書類名」を一覧化するものでよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	様式集	5	2			作成上の共通留意事項	提出書類を綴じる際のファイルの指定は特にないとの理解でよろしいでしょうか。(紙製のファイル、プラスチック製のファイル、リングファイルなど)	ファイルの指定は特にありません。
117	様式集	5	2			作成上の共通留意事項	インデックスは適宜使用してよろしいでしょうか。ご指定等あればご教示ください。	インデックスの使用は差し支えありません。また、インデックスの形態の指定は特にありません。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
118	様式集	5	2			作成上の共通留意事項	ファイルに綴じ込む場合、表紙や背表紙の表記方法など特に指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	様式集	5	2			作成上の共通留意事項	様式7-1以降の各様式は、枠線の有無や余白に関しては指定がなく、事業者で適宜決めてよいという理解でよろしいでしょうか。	枠線は残してください。余白の指定は特にありません。
120	様式集	5	2			作成上の共通留意事項	事業提案書等には、入札参加者の企業名等が分かる記述はしないとありますが、体制等の提案のため企業名を記載してもよろしいか。	企業名等がわからないように記載してください。
121	様式集	6				作成上の共通留意事項	「様式7-1～様式7-9及び添付資料」とあることから、提案内容を補足する資料の添付は認められるとの理解でよろしいでしょうか。（例えば、製品カタログ、下請け企業等の関心表明書など）	地元業者の関心表明書、及び金融機関の関心表明書のみ添付を認めます。
122	様式集	6	2			提出書類の綴じる区分	「■入札価格に関する書類及び事業提案書提出時」に提出する書類について、「綴じる区分」の表は4(1)・4(2)・4(3) [要求水準チェックリスト、ア～オ]、4(3) [カ]に分かれていることから、これら4つの区分で提出することよろしいでしょうか。その際、「4(1)入札時等の確認書類」は、様式4-1～4-4で計5枚程度であるため、クリアファイルに収納し、事業提案書等と同時に提出することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
123	提出書類一覧表及び記入要領			(3)	カ	詳細提案校計画書	提案校の立面図を作成あたり元となる資料をいただけないでしょうか。	No20を参照ください。
124	様式集	7	4			提出方法	「紙と電子データの両方を提出」とありますが、これは、「■入札価格に関する書類及び事業提案書提出時」にのみあてはまり、「■入札参加資格確認申請時」の提出書類にはあてはまらないとの理解でよろしいでしょうか。	全て紙と電子データの両方を提出してください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
125	様式集	7	5			CD-R又はDVD-Rの提出方法	提出に際してのCD-R又はDVD-Rのラベルの印字内容の定めがあればご教示ください。	件名、グループ名及び「提案書 様式集」と記載してください。
126	様式集	7	5			CD-R又はDVD-Rの提出方法	「入札説明書に記載の要領で提出すること」とありますが、入札説明書には記載がないと思われるので、提出時の留意事項（提出部数など）をご教示ください。	「入札説明書/4.3.1.入札書類及び事業者提案書等の提出方法」に従って事業者提案書と共に提出してください。なお、提出枚数は2枚とします。
127	様式集	16	様式3-4			入札参加資格確認申請書兼誓約書	「その他」の欄（○印のみを付ける欄）は、税理士、公認会計士、アドバイザー業務を受託するもの（法務アドバイザーやファイナンシャルアドバイザー）や、ファイナンス会社（金融期間等の資金調達先）等は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	No2を参照ください。
128	様式集	様式3-4				入札参加資格確認申請書兼誓約書	本書類には、全ての構成員の記載が必要と考えればよろしいか。	ご理解のとおりです。
129	様式集	25	様式3-13	1		添付資料提出確認書	「会社概要」については、パンフレット等を提出することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	様式集	25	様式3-13	1		添付資料提出確認書	「会社概要」について、記載すべき項目をご教示ください。	商号、本社所在地、資本金、設立年、従業員数、事業所、会社の事業概要等を記載ください。なお、当該書類としてパンフレットを添付することも可とします。
131	様式集	38	様式5-3			入札金額内訳書（学校別・費目別内訳書）	本事業を実施するSPCの設立費用や設計・施工期間中に必要となるSPC運営経費等は「設計業務、施工業務に関する費用」の「その他業務費」に計上するとの理解でよろしいでしょうか。この場合、「その他業務費」を学校別に計上することは困難なため、「その他業務費」の総額を学校数で除して割り振ることによろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、各学校欄は空欄とし、全校合計欄のみに計上してください。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
132	様式集	38	様式5-3			入札金額内訳書(学校別・費目別内訳書)	「設計業務、施工業務に関する費用」の「割賦手数料」は、学校別に計上することは困難なため、各学校欄は空欄とし、全校合計欄のみに計上することを認めていただけないでしょうか。	各学校欄は空欄とし、全校合計欄のみに計上してください。
133	様式集	38	様式5-3			入札金額内訳書(学校別・費目別内訳書)	維持管理期間中のSPC運営経費等は、「維持管理業務に関する費用」の「その他業務費」に計上するとの理解でよろしいでしょうか。この場合、「その他業務費」を学校別に計上することは困難なため、「その他業務費」の総額を学校数で除して割り振ることによろしいでしょうか。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、各学校欄は空欄とし、全校合計欄のみに計上してください。
134	様式集	41等	様式7-1等			表紙	様式7-1等の事業提案書等の表紙には、写真やイメージパース、イメージ図(概念図)等を掲載しても問題ないでしょうか。	左記については、不可とします。
135	様式集		様式7-8			損益計算書	「DSCR事業期間平均」は1年目(2020年)から13年目(2032年)までを平均するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	様式集		様式7-9			業務対価の支払予定表	注書きとして「金額は、消費税及び地方消費税相当額(8%)を加えた額を記入」とありますが、平成30年度の税制改正により、長期割賦販売等に係る「延払基準」が廃止されたため、SPCは割賦元本が入金になる都度、消費税及び地方消費税を納付する税務処理ができなくなりました。このため、「整備業務に係る対価割賦払分」に係る消費税及び地方消費税については、割賦元本の支払いの都度支払う方法ではなく、所有権移転後に一括して(整備業務に係る対価一括支払分の支払時期に合わせて)支払う方法を採用していただけないでしょうか。(他自治体で実施されているPFI事業において、上記のような支払方法を採用されている事例があります。)	原案のとおりとします。
137	様式集(ワード)	59	様式9-5			維持管理提案書3	要求水準書1.7(p.8)において、部品の確保又は部品の交換等に関する記述が削除されましたので、様式集においても記述対象から外していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
138	様式集	様式11-5				学校別空調機器表	室内機の消費電力の入力欄が冷房・暖房で同一枠となっていますが、同一でない機器もありますので冷房と暖房を別にした様式をご提出頂けませんでしょうか。	左記のとおり様式11-5を修正をし、後日（9月上旬頃）公表します。
139	様式集	様式11-6				学校別光熱水費算定表	頂いた資料の計算の計算式が誤っている箇所があるように見受けられます。修正版をご提出頂けませんでしょうか。	様式11-6を修正をし、後日（9月上旬頃）公表します。
140	基本協議書	3	第7条	4 5		事業契約	7条1項（1行目）で、次のように規定されているため。「本事業に係る事業契約の仮契約（以下「事業仮契約」という。）」。4項（4行目）5項（4行目）事業契約の仮契約を事業仮契約に修正頂いてよろしいか。	左記のとおり事業契約書（案）を修正し、後日（9月上旬頃）公表します。
141	基本協議書	5	第10条	1		事業契約不成立の場合の処理	7条1項（1行目）で、次のように規定されているため。「本事業に係る事業契約の仮契約（以下「事業仮契約」という。）」。1項（1行目）事業契約の仮契約、2行目仮契約（2か所）を事業仮契約に修正頂いてよろしいか。	左記のとおり事業契約書（案）を修正し、後日（9月上旬頃）公表します。
142	基本協議書	6	第12条	2		秘密保持	「正当な権利を有する第三者から秘密保持業務を負うことなく適法に入手したことを証明できる情報」を2項への「号」の追加頂いてよろしいか。	「正当な権利を有する第三者から秘密保持業務を負うことなく適法に入手したことを証明できる情報」を基本協議書（案）第12条第2項へ追加し、後日（9月上旬頃）公表します。
143	事業契約書（案）	5	第18条	1項		設計業務の完了	設計業務に係る報告書等（設計業務完了後）につき、貴市の確認を受けた際には、確認完了に係る通知等を貴市より頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約書（案）のとおり、設計業務完了後に確認完了に係る通知は予定しておりません。
144	事業契約書（案）	5	第19条	1項		市の請求に係る設計の変更	貴市がご負担される当該増加費用等については、合理的な範囲の金融費用等も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	左記ご質問が第19条第2項の内容であるなら、増加費用を割賦金で支払う場合には、ご理解のとおりです。
145	事業契約書	7	第27条	6		施工業務に伴う近隣対策等	「前項の規定にかかわらず～その責任と費用負担を行う。」の最後に「この場合、市は、事業者の対応に協力する。」を追加していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
146	事業契約書 (案)	9	第34条	2項		市による空調設備の 完成確認	貴市より交付される完成確認書は、対象校毎に空調設備の完成のタイミングにて頂けるものでしょうか。もしくは全ての空調設備の完成を対象として頂けるものでしょうか。	全ての学校の完成をもって交付します。
147	事業契約書 (案)	10	第36条	1項		工期変更に伴う費用 負担	貴市がご負担される当該増加費用等については、合理的な範囲の金融費用等も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	増加費用を割賦金で支払う場合には、ご理解のとおりです。
148	事業契約書 (案)	10	第4章	第5節	第36条	工期変更に伴う費用 負担	貴市の責めに帰すべき事由による工期の延長等に伴い、事業者が負担した合理的な増加費用に相当する金額には、金融機関に対するブレイクファンディングコストも含まれる理解で宜しいでしょうか。	No147を参照ください。
149	事業契約書	10	第36条	1		工期変更に伴う費用 負担	「この場合、市はその他に発生した損害を負担しない。」とありますが、その他とはどのようなものを想定されていますでしょうか。	逸失利益等を想定しています。
150	事業契約書 (案)	12	第5章	第1節	第43条	空調設備の維持管理	「第39条に規定する供用開始日から本事業契約が終了するまでの間」とされていますが、要求水準書5.3.1 (p.19) では2020年4月1日からとなっています。供用開始日が2020年4月1日以前である場合の維持管理業務は事業者範囲でしょうか、市の範囲でしょうか。	維持管理業務の開始についても2020年4月1日からとなります。 なお、供用開始が2020年3月31日以前になる場合は、事業者と協議の上、契約変更することになります。
151	事業契約書 (案)	17	第9章	第63条 第2項		対価の支払方法	「夏季若しくは冬季の満了の後・・・請求書を提出する」とありますが、夏季の満了日、冬季の満了日について、ご教示ください。(夏季満了日は、9月末日、冬季満了日は3月末日との理解でよろしいでしょうか。)	ご理解のとおりです。
152	事業契約書 (案)	18	第66条	2項		事業者の債務不履行 等による契約解除	引き渡しの対象となる出来形部分については、貴市の確認が完了した設計図書も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
153	事業契約書 (案)	18	第66条	2項		事業者の債務不履行 等による契約解除	引き渡しの対象となる出来形部分については、出来形を形成する上で必要となった合理的な費用(金融費用やSPC経費等)も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
154	事業契約書 (案)	18	第66条	2項		事業者の債務不履行等による契約解除	貴市における施工業務の完了確認が行われた対象校については、基本的には出来形部分の買取りを頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由でその後に破壊されたような場合を除き、ご理解のとおりです。
155	事業契約書 (案)	18	第67条	1項		市の債務不履行による契約解除	貴市における施工業務の完了確認が行われた対象校については、基本的には出来形部分の買取りを頂けるものとの理解でよろしいでしょうか。	事業者の帰責事由でその後に破壊されたような場合を除き、ご理解のとおりです。
156	事業契約書 (案)	20	第10章		第71条 1	不可抗力による契約解除	「空調設備の出来高部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、その全部又は一部の引き渡しを受ける。」とありますが、出来形部分につきましては貴市が「全ての」引き渡しを受けることを認めて頂けますでしょうか。	事業者の帰責事由でその後に破壊されたような場合を除き、ご理解のとおりです。
157	事業契約書 (案)	21	第12章	第75条 第1項	(1)	契約保証金等	「別紙8の「1」に記載する空調設備の設計・施工・工事監理業務に関する対価の10%相当額以上の金額と」とありますが、これには、消費税や割賦手数料分は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
158	事業契約書 (案)	21	第12章	第75条 第1項	(1)	契約保証金等	「別紙8の「1」に記載する空調設備の維持管理業務に関する対価の10%相当額以上の金額と」とありますが、これには、消費税は含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	事業契約書 (案)	21	第12章	第75条 第5項		契約保証金等	施工企業が付保する履行保証保険の保険期間は、本契約締結時から工事監理業務が完了する日までという理解でよろしいでしょうか。	市への引渡しが完了するまでとなります。
160	事業契約書	24	第87条	1		協議	「……。又、本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市と事業者は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。」は、99条(定めのない事項)と重複しているため削除頂いてよろしいか。	99条を削除します。事業契約書(案)を修正し、後日(9月上旬頃)公表しますので、併せて参照ください。
161	事業契約書 (案)	25	第16章	第2節	第89条	融資機関との協議	貴市と融資金融機関との間にて、直接協定書を締結頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
162	事業契約書	25	第90条	1		秘密保持	「正当な権利を有する第三者から秘密保持業務を負うことなく適法に入手したことを証明できる情報」を1項への「号」の追加頂いてよろしいか。	「正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手したことを証明できる情報」を事業契約書(案)第90条第1項へ追加し、後日(9月上旬頃)公表します。
163	事業契約書(案)	34	別紙4			2.1設計業務に係る報告書等	【設計業務完了後】の提出書類の中に「光熱費計算書(平成31年8月迄)」とありますが、対象となる記載内容についてご教示ください。	No96を参照ください。
164	事業契約書(案)	52	別紙8	1項		消費税の支払い	平成30年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されています。このため、空調設備の設計・施工・工事管理業務に係る割賦部分については、貴市より支払われる都度ではなく、その総額が売上として認識され、当該金額に係る受取消費税が課税されることとなります。そのため、割賦部分に係る消費税相当額について、一括支払い分に係る消費税相当額と同様に、一括でお支払いいただくようご修正いただけないでしょうか。	No136を参照ください。
165	事業契約書(案)	53	2	①、②、③		支払金額並びにその内訳	「うち調整額」とは平準化する際の端数調整額を計上すればよろしいでしょうか。想定されている調整額の計上が必要なケースをご教示ください。	前段につきましては、ご理解のとおりです。後段につきましては、割賦手数料の1円未満の端数等を想定しています。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
166	事業契約書 (案)	53	2	②		設計・施工・工事監 理業務に係る対価の 各期支払金額	平成30年度の税制改正により、長期割賦販売等に係る「延払基準」が廃止されたため、SPCは割賦元本が入金になる都度、消費税及び地方消費税を納付する税務処理ができなくなりました。このため、割賦元本に係る消費税及び地方消費税については、割賦元本の支払いの都度支払う方法ではなく、所有権移転後に一括して支払う方法を採用していただけないでしょうか。 (他自治体で実施されているPFI事業において、上記のような支払方法を採用されている事例があります。)	No136を参照ください。
167	現地見学会（三 重北小学校）						三重北小学校ではキュービクルの更新工事を実施していましたが、それは、今回の空調事業分の電力量も賅っているとの認識でよろしいでしょうか。	今回の空調事業分の電力量は見えていません。
168	現地見学会（大 池中学校）						大池中学校ではキュービクルの更新工事を実施していましたが、それは、今回の空調事業分の電力量も賅っているとの認識でよろしいでしょうか。	今回の空調事業分の電力量は見えていません。
169	その他（要求水 準書（案））	19	5.3.1	(3)	ウ	性能基準	室内機別の時刻別運転時間はたとえば9:00～10:00までのリモコンON時間が30minというようなデータが読み取れるものでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
170	その他（要求水 準書（案））	19	5.3.1	(3)	ウ	性能基準	室内機別の室内設定温度は1時間ごとの平均設定温度でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
171	その他（要求水 準書（案））	19	5.3.1	(3)	ウ	性能基準	津気象台における1時間ごとの外気温度測定とありますが、1時間ごとのエネルギー消費量との対比が必要でしょうか。	1時間ごとのエネルギー消費量との対比をしてください。 なお、要求水準書では「四日市地方気象台」に変更されていることに留意してください。
172	その他（要求水 準書（案））	25	7.4.2		カ	個別リモコン	鍵付リモコンボックスは個別リモコンの使用禁止設定で代用可能でしょうか。禁止レベルはON/OFFだけ許可、風速も設定も許可など複数のレベルが設定可能です。	個別リモコンの使用禁止設定での代用は不可とします。

No	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問	回答
173	その他（要求水準書（案））	33	8.2.4		イ	維持管理業務に係る報告書等	①夏季、冬季のそれぞれの期間を示してください。	No151を参照ください。
174	その他（要求水準書（案））	36				添付資料	①事業者が事業提案書類で提案した定格燃費に安全率をかけた基準燃費は何と比較すればよろしいでしょうか。	2年目以降の実燃費と比較します。
175	その他（要求水準書（案））	36				添付資料	②室内機の運転時間は送風運転の時間も含めたデータでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	その他（要求水準書（案））	36				添付資料	②外気温度は該当月の最高（最低）気温でしょうか、平均気温でしょうか。	毎日の温度となります。
177	その他（要求水準書（案））	36				添付資料	③初年度のエネルギー消費量実測値の見直しとありますが、見直しの基準はどのようなものでしょうか。	基準は特にありません。実情に応じた基準燃費とするために見直しをします。
178	その他（要求水準書（案））	36				添付資料	④中間期は冷房暖房運転が入り混じることが予想されますが計算上では無視してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	その他						入札説明書の「4.3.5.一括支払金」で「事業者に支払う一括支払金は、交付金予定額の変更に伴い」とありますが、交付金以外に変更になる可能性はありますでしょうか。	起債等の金額も変更となる可能性はあります。なお、その場合も追加費用が発生する場合、事業者の負担とします。
180	その他						納税証明書の提出は不要でしょうか。	必要です。会社概要等と共に納税証明書等（消費税、四日市市の法人市民税等）の写し（3ヶ月以内に発行されたもので、最近2年間の未納がないことが証明できるもの）を提出してください。なお、四日市市に本店、支店等がなく、四日市市に納税義務のない事業者は四日市市の法人市民税等の納税証明書等の提出は不要です。